

さいたま市成年後見制度利用支援事業実施要綱

保福障福第 1793 号
平成 18 年 3 月 31 日
保福障福第 5462 号
平成 20 年 3 月 17 日
保福高第 5391 号
平成 23 年 3 月 31 日
保福高第 4680 号
平成 27 年 3 月 31 日
保福高第 3240 号
平成 28 年 3 月 18 日
保長高第 4276 号
平成 31 年 3 月 15 日
保福障支第 6633 号
令和 3 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に居住する判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定に基づく市長による後見開始等審判の請求等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「後見開始等審判」とは次に掲げる審判をいう。

- (1) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 7 条の規定による後見開始の審判
- (2) 民法第 11 条の規定による保佐開始の審判
- (3) 民法第 13 条第 2 項の規定による保佐人の同意を要する行為を追加する審判
- (4) 民法第 876 条の 4 第 1 項の規定による保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第 15 条第 1 項の規定による補助開始の審判
- (6) 民法第 17 条第 1 項の規定による補助人の同意を要する行為を定める審判
- (7) 民法第 876 条の 9 第 1 項の規定による補助人に代理権を付与する審判

(後見開始等審判の請求に係る調査)

第3条 市長は、要支援者について、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を必要とする状態にあると推測される場合には、次に掲げる事項について調査するものとする。ただし、市長は、当該要支援者に特別な事情があるときは、調査の一部を省略することができる。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 生活状況、資産状況及び健康状態
- (3) 市又は関係機関等が行う他施策及びサービスの活用による支援の可能性
- (4) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第1条に規定する任意後見契約の登記等の有無
- (5) 要支援者自身が後見開始等審判の請求を行う意思の有無
- (6) 配偶者若しくはその他二親等内の親族（以下「親族等」という。）又は市長による後見開始等審判の請求への要支援者の同意の有無
- (7) 親族等の存否
- (8) 親族等があったときは、親族等による要支援者保護の可能性及び親族等が後見開始等審判の請求を行う意思の有無

(調査の手続き)

第4条 前条各号の調査については、以下に定める手続きにて行う。

- (1) 前条第1号及び第2号については、当該要支援者の関係者から情報を収集し、また、家庭訪問等による聴き取り及び生活実態の把握を行うものとする。
- (2) 前条第3号については、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、当該要支援者への支援策について協議するものとする。
- (3) 前条第4号については、「登記されていないことの証明書」の公用請求について(様式第1号)により、管轄の法務局から「登記されていないことの証明書」の交付を受けるものとする。

- (4) 前条第 5 号及び第 6 号については、当該要支援者にとって後見開始等審判に対する最大の理解が得られるよう努めて説明した上で確認するものとする。
- (5) 前条第 7 号については、まず、成年後見制度に係る戸籍謄本等の交付について（様式第 2 号）により、当該要支援者の本籍地である市町村から当該要支援者及び親族等の戸籍謄本等の交付を受けるものとし、交付を受けた戸籍謄本等により当該要支援者の本籍地以外の市町村に親族等が存在することが確認された場合には、当該市町村から同様に親族等の戸籍謄本等の交付を受けるものとする。
- (6) 前条第 8 号については、前号の手続きを経て交付を受けた戸籍謄本等から判明した親族等に対し、親族状況の調査について（様式第 3 号）により当該要支援者の状況を通知し、後見開始等審判についての意思確認書（様式第 4 号）での回答を求めるものとする。
- (7) 前条第 7 号及び第 8 号については、あらかじめ配偶者及び二親等内の親族等につき確認するものとする。ただし、三親等又は四親等の親族であって、対象者との関係が深い親族の存在が明らかであるときは、その親族まで調査するものとする。

（親族等による後見開始等審判の請求への支援）

第 5 条 市長は、第 3 条第 7 号及び第 8 号による調査により、親族等が後見開始等審判の請求を行う意思を有していることが確認されたときは、さいたま市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 18 号）に従って当該要支援者の情報を提供する等、親族等による後見開始等審判の請求に必要な支援を行うことができる。

（後見開始等審判の請求）

第 6 条 市長は、第 3 条及び第 4 条の規定による調査の結果を総合的に勘案し、後見開始等審判の請求を行うものとする。

(審判の請求に係る手続き)

第7条 後見開始等審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判前の保全処分)

第8条 市長は、当該要支援者の財産管理又は監護のために必要があるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条、第134条又は第143条の規定に基づき、審判前の保全処分に関する申立書（様式第5号）により、審判前の保全処分について併せて申し立てるものとする。

(審判請求費用の負担)

第9条 第6条の規定により行う後見開始等審判の請求に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「審判請求費用」という。）は、家事事件手続法第28条の規定に基づき、あらかじめ市が負担するものとする。

2 市長は、後見開始等審判の請求をするに当たっては、当該要支援者が次に掲げる者である場合を除き、家事事件手続法第31条の規定に基づく審判請求費用の負担を命ずることに関し、併せて申し立てることができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 審判請求費用を負担することで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) その他審判請求費用について市が負担しなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

3 市長は、前項の規定により行われた審判の結果、家庭裁判所が当該要支援者その他当該要支援者に関係のある者（以下「関係人」という。）に対し、審判請求費用の全部又は一部を負担すべき命令をしたときには、審判請求費用の求償について（様式第6号）により、当該関係人に対し審判請求費用の全部又は一部を請求するものとする。

(後見人、監督人等に対する報酬の助成)

第10条 市長は、自らが後見開始等審判の請求を行った要支援者のうち成年後見人等が確定した者、要支援者本人が後見開始等審判の請求を行い親族ではない第三者である成年後見人等が確定した者、親族が後見開始等審判の請求を行い親族ではない第三者である成年後見人等が確定した者又は未成年後見人若しくは未成年後見監督人が後見開始等審判の請求を行い親族ではない第三者である成年後見人等が確定した者(以下「対象者」という。)であつて、かつ、次に掲げる者に係る成年後見人等及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」という。)に対する報酬に関し、その費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 成年後見人等への報酬を負担することで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) その他成年後見人等への報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

2 市長は、前項の規定による助成の見込みがあるときは、あらかじめ家庭裁判所に情報提供するものとする。

3 第1項の助成に係る額は、成年後見人等及び成年後見監督人等(以下「後見人、監督人等」という。)が行う報酬付与の審判の請求の結果、家庭裁判所が決定した額(対象者の資産状況により対象者が一部を負担することができる場合は、その額を除いた額)とする。ただし、在宅者に対しては対象者1人当たり月額28,000円、別表に掲げる施設(以下、「施設等」という。)の入所者に対しては対象者1人当たり月額18,000円を上限とする。

4 前項の規定に関わらず、家庭裁判所が審判した後見人、監督人等の報酬に係る対象期間の始期及び終期の属する月については、月額の上限額を日割計算した額を上限とし、在宅期間と施設等の入所期間が混在する月については、在宅の日数を在宅者の助成の上限額により日割計算した額と、施設等の入所日数を施設等の入所者の助成の上限額により日割計算した額を合算して、助成金額の上限とする。

- 5 前項の規定により日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

- 第11条 前条の規定による助成を受けようとする者は、さいたま市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(様式第7号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、申請することができる者は、対象者本人又は後見人、監督人等(保佐人及び補助人にあっては代理権を付与された者に限る。)とする。
- 2 前項の規定による申請をするに当たっては、対象者の施設入所、転出等の生活状況及び資産状況の変化について併せて申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定に基づき、成年後見人等及びその成年後見監督人等の双方の報酬に関する助成を申請する場合は、後見人、監督人等の報酬に係る対象期間を同一期間とし、同時に申請しなければならない。
 - 4 第1項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して2か月以内に行わなければならない。

(被後見人等死亡後の報酬助成)

- 第12条 第10条の規定による助成の対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人等又は成年後見監督人等であった者は、前条の規定により、申請することができる。この場合において、前条第1項中「さいたま市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(様式第7号)」とあるのは「さいたま市成年後見制度利用支援事業報酬助成(特例用)申請書(様式第8号)」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合における助成金の額は、家庭裁判所が決定した額(対象者の遺留財産を報酬に充てることのできる場合は、その額を除いた額)と助成上限額を比較して少ない額とする。

(助成の決定等)

第13条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、さいたま市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定(可・否)通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

2 助成金の支払は、年度ごとに一括して行う。

(要支援者等の範囲の特例)

第14条 第1条の規定に関わらず、本市以外に所在する施設等に入所しており、かつ、当該施設等への入所前に本市に居住していた場合であって、市長が認めるときは、要支援者又は対象者と見なすことができる。

2 第1条及び前項の規定に関わらず、本市以外の市区町村が実施する制度により、当該市区町村長による後見開始等審判の請求又は後見人、監督人等に対する報酬の助成の対象となる者については、要支援者又は対象者と見なさない。

(助成の中止及び返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、助成した金額のうち、全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 10 条第 1 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に成年後見人等が行う後見等の業務に要する経費について適用し、同日前に成年後見人等が行う後見等の業務に要する経費については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 10 条第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に後見人、監督人等が行う後見等の業務に要する経費について適用し、同日前に後見人、監督人等が行う後見等の業務に要する経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

法令	施設等
生活保護法（昭和25年法律第144号）	・保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	・障害者支援施設 ・のぞみの園 ・共同生活援助が提供される施設
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム
介護保険法（平成9年法律第123号）	・特定施設 ・介護保険施設 ・認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法（昭和23年法律第205号）	・病院 ・診療所
—	・その他市長が特に認める施設

備考 医療法にいう病院・診療所に3か月以上入院している場合は、入院の日から3か月を経過した翌日から、施設等に入所しているものとして取り扱う。